

「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」の概要

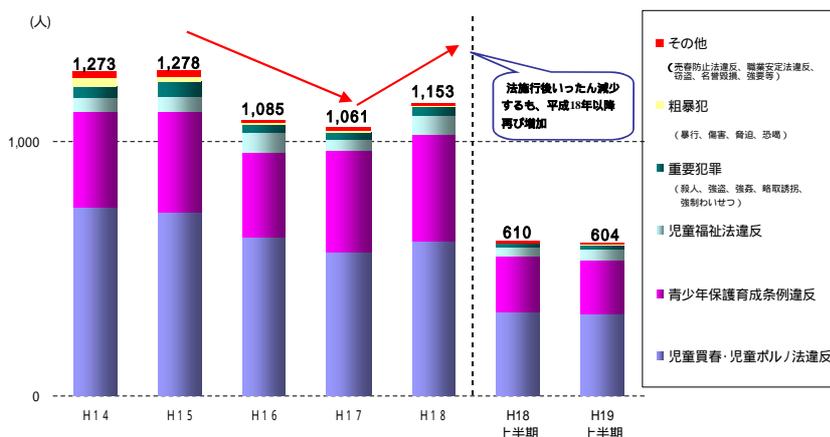
平成20年1月10日
出会い系サイト等に係る
児童の犯罪被害防止研究会

はじめに

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「法」という。)の施行から約4年が経過した。法施行後の状況を見ると、インターネット異性紹介事業(以下「出会い系サイト」という。)に係る児童の被害は、依然として深刻な状況にあり、現在の規制では児童の被害防止に不十分な点がある。そこで、最小限かつ実効性のある規制として如何なる方法が望ましいのか議論し、その結果を本報告書に取りまとめた。

第1 出会い系サイト等の現状(1~9頁)

出会い系サイトに関係した事件の被害児童数は、平成15年の法施行後一旦減少したものの、平成18年以降再び増加に転じた(平成19年上半期の被害児童数は604人で、うち女子児童が99%)。



第2 出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方に関する提言

1 児童を出会い系サイト等に起因する児童買春等の犯罪の被害から守るために

<総論>(10~11頁)

出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害の現状は、深く憂慮すべき状況にあり、児童の犯罪被害防止を図るためには、法規制の在り方も含めた何らかの対策を早急に講じることが必要である。新たな対策は、より責任のある者はそれに応じた義務を担い、社会全体としても児童の犯罪被害防止に取り組むべきとの視点に立って、立てられるべきである。

まず、出会い系サイトの利用に起因して児童買春等の犯罪を行った大人については、今後も警察において着実に検挙を進めていかなければならない。次いで、児童が被害者となる犯罪のきっかけとなるサイトを自らの意思で運営している出会い系

サイト事業者については、被害の現状にかんがみ、相応の責任を担ってもらうことが必要である。保護者及び出会い系サイト事業者に役務を提供している事業者といった者の責務も考慮する必要がある。

また、出会い系サイトではないが児童の犯罪被害が相当程度発生しているサイトについて、自主規制を中心とした対策を講じることが必要である。

以下、「2 出会い系サイト事業者としての責任を果たすために」「3 児童による利用を防ぐために」「4 適格ではない者を事業から排除するために」を3つの柱とし、届出制の採用、児童に関する書き込みの削除、児童の年齢確認の強化等の対策（提言 ～ ）を示した。

2 出会い系サイト事業者としての責任を果たすために＜提言 ～ ＞（11～17頁）

提言 都道府県公安委員会に対する届出制の採用が適当である。

法令に違反する出会い系サイト事業者を特定できず、これに対する警告や行政処分が不可能という問題を解消するため、出会い系サイト事業者には、都道府県公安委員会に届け出ることを義務付け、罰則で担保することが適当である。

提言 出会い系サイト事業者には、児童に関する書き込みを知ったとき、その書き込みの削除を義務付けることが適当である。

出会い系サイト事業者に、本来18歳未満が利用できない出会い系サイト内において児童に関する書き込みを知ったときには、その書き込みを削除することを義務付けることが適当である。

提言 出会い系サイトに関係した児童被害の防止活動を行う民間団体に対し、公安委員会が情報提供等の支援を行うことが適当である。

出会い系サイト上の児童に関する書き込みに関する情報を収集する民間団体に対して、公安委員会が届出を受けた出会い系サイト事業者のURL等の情報を提供するなどによって、これら民間団体の活動を支援することにより、事業者に児童に関する書き込みの存在をできるだけ早く知らせ、削除義務の実効性を向上させることが適当である。

3 児童による利用を防ぐために＜提言 ～ ＞（17～20頁）

提言 年齢の自主申告方式を一部廃止し、年齢確認方法を一層強化することが適当である。

現在、出会い系サイト事業者には、利用者が児童でないことの確認方法として自主申告方式を認めているが、年齢詐称により児童の利用が容易に行われ、これをきっかけとして児童の被害が発生している現状にあることから、児童による利用をより難しくするために、利用者が児童でないことの確認方法（年齢確認方法）を見直し、現在より強化することが適当である。

提言 児童の利用を防止するため、出会い系サイト事業者の責務を法に明記することが適当である。

既に事業者によって規約に従った退会手続きなど自主的な取組が行われていることから、こうした児童の利用防止に関する出会い系サイト事業者の取組が実効性のあるものとなるよう、出会い系サイト事業者の責務を法律に明記することが適当である。

提言 フィルタリングの普及を促進するため、法に保護者及び携帯電話事業者の責務（努力義務）を規定することが適当である。

児童が使用する携帯電話等から出会い系サイトにアクセス出来ないようにするフィルタリングは、児童の犯罪被害防止に有効であることから、法に保護者及び携帯電話事業者の責務（努力義務）を明記することが適当である。

4 適格ではない者を事業から排除するために<提言>（20～21頁）

提言 本法に違反した者は、行政処分（事業の停止命令を含む）の対象にすることが適当である。また、事業者の欠格事由を設け、該当者は事業廃止命令の対象とすることが適当である。

事業の停止命令の仕組みを設け、現行の是正命令の仕組みだけでは規制に従わない事業者に対しても法令の遵守を促すことが出来るようにすることが適当である。

また、不適格者を排除するため、欠格事由（暴力団員等）を設け、出会い系サイト事業者が欠格事由に該当することが分かった時に事業廃止を命じる制度を設けることが適当である。

5 その他<提言>（21頁）

提言 出会い系サイトではないが、当該サイトの利用に起因した児童の犯罪被害が相当程度発生しているサイトの運営者は、自主規制として、ネット上で出会った異性との交際の危険性についてサイト上で注意喚起すること等を行うことが適当である。

今後、出会い系サイトの児童の利用規制が強化されれば、出会い系サイト以外のサイトに児童の被害がシフトする可能性は否めず、また、現に児童の犯罪被害が相当程度発生している以上、このようなサイトについても一定の自主規制を中心とした対策を講じることが必要であることから、このようなサイトの運営者は、例えばネット上で出会った異性と交際することの危険性についてのサイト上での注意喚起等を行うことが適当である。

6 今後の課題等（22～23頁）

- ・ 児童に向けた広告メールの送付の禁止について
- ・ 私人（第三者）が児童に利用させる行為の禁止について